

令和6年9月24日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 鈴木 奈穂美

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最
低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達した
ので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 小 寺 智 子
 鈴 木 奈穂美
 福 田 素 生

労働者代表委員 近 藤 正 人
 霜 垣 謙 一
 西 牧 善 信

使用者代表委員 酒 井 雅 寛
 鈴 木 健一郎
 藤 本 浩 正

(五十音順)

別紙

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,105円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日